

多言語観光パンフレット制作業務委託仕様書

1. 目的

近年、増加傾向である訪日外国人旅行客に対して、佐渡市内の観光資源や文化・歴史などの情報をパンフレットとして、情報を提供できる体制を整え、佐渡市内での周遊観光の促進及び利便性の向上を図ることで、旅行満足度の向上に繋げる。

2. 委託期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

3. 内容

(1) 多言語観光パンフレットの作成・翻訳及び印刷

ア 規格等

- (ア) 言語：英語、繁体字、簡体字の3言語を併記する。
- (イ) 部数：7,000部
- (ウ) サイズ：A4サイズ
- (エ) 色：フルカラー
- (オ) ページ数：16ページ（中綴じ）
- (カ) 紙質：コート紙 90 kg以上

イ 全体構成

- ・パンフレット名は受託者にて提案する。
- ・使用する画像やイラスト、テキストなどはパンフレット全体を通して、一貫したトナリとする。
- ・想定する配布シーンは、佐渡に来訪した外国人旅行客に対して観光案内所などで配布することをメインとする。加えて、海外現地で開催される旅行博やイベントでの配布をサブの配布シーンとして想定する。
- ・観光スポットや景観などの画像を大きく使い、視覚的にアピールできるものにする。
- ・観光資源の歴史や背景などに触れ、外国人旅行客にとって魅力的な情報を記載する。
- ・観光施設の料金や営業時間など変更が生じる可能性が高い情報については、「さど観光ナビ」や施設のホームページへリンクする二次元コードを活用し、複数年で使用可能なパンフレットとする。
- ・東京駅や主要な空港からのアクセスについて、所要時間を含めた具体的な紹介をする。

ウ 構成イメージ

以下のイメージを参考に提案すること。掲載内容については、別途佐渡市と協議のうえ決定する。

P1	表紙
P2-3	佐渡島の紹介
P4-13	観光資源の紹介・モデルコース・お土産・特産品など
P14-15	島内マップ・交通手段

エ 留意点

- ・はじめに日本語で原稿を作成した後、翻訳する。
- ・紙面の校正に必要な画像やイラスト等は、受託者において入手することを基本とする。
ただし、佐渡市が所有している画像や資料を可能な範囲で提供する。
- ・掲載情報の事実確認、取材先への確認は受託者にて行う。

(2) 電子データの作成

以下のとおり作成し、電子データで納品すること。※翻訳前の日本語版のデータを含む。

ア Web ページ掲載用 PDF

イ Web ページ掲載用デジタルブック電子データ (HTML5)

ウ 印刷用 PDF (トンボあり・トンボなし)

エ 再編集可能なレイアウトデータ

オ 掲載素材 (画像・イラスト・図等)

(3) 作成業務の管理

- ・受託者において、専門の編集員による原稿の読み込みや表記の統一を図るための内容の確認を行った後に、委託者による原稿内容の確認及び校正を受けること。
- ・受託者は、委託者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。
- ・Google 翻訳等のアプリケーションのみを使用した翻訳は不可とし、全てのページをネイティブチェックすること。

(4) その他追加提案

- ・委託料の範囲内で独自に推薦できる提案等があれば、積極的に提案すること。

4. 納品物、納品場所及び納期

(1) 納品物

ア 印刷物 7,000 部

イ 電子データ 一式 ※詳細は 3.(2) のとおり

(2) 納品場所

ア 佐渡観光情報案内所

〒952-0014 新潟県佐渡市両津湊 353 番地 (佐渡汽船ターミナル内)

イ あいぽーと佐渡

〒952-0011 新潟県佐渡市両津夷 384 番地 11

※部数の割り振りについては、佐渡市の指示による。

(3) 納期

令和 7 年 11 月 28 日 (金)

5. 業務の実施

業務の実施に当たっては、市と必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。

6. 実績報告

実施内容や成果を実績報告としてまとめ、佐渡市へ提出すること。

7. 報告・調査等

佐渡市は、最終報告書を受理後、その内容を精査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者事業所への立入り、関係諸帳簿の閲覧及び取引先への聴き取りなどの調査を行うことができるものとする。

8. 委託金額の減額

佐渡市は、最終成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

9. その他

- (1) 受託者は、佐渡市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに佐渡市に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受託者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず佐渡市に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受託者及び業務従事者等（直接、間接を問わず本業務に関わる者）は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。これらの制限は、業務終了後においても適用される。
- (5) 本業務により作成されるデザイン、写真等すべての著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）、所有権、版權を委託者に譲渡すること。また、成果品は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとする。なお、パンフレットで使用・掲載した写真について、受託者は今後の佐渡の PR につながる情報発信（WEB、紙媒体等）を行う際において、委託者の許可なく使用できるものとする。
- (6) モデルを使用する場合は、使用期限の定めのないモデルを起用すること。
- (7) 使用する素材における著作権や肖像権などの権利の侵害にならないよう受託者の責任において確認する。
- (8) 業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任においてその解決をするとともに、速やかに佐渡市に報告すること。
- (9) 受託者は、個人情報の保護に関する法律や佐渡市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は契約解除された後においても同様とする。
- (10) 業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ市の承諾を得るものとする。
- (11) 本仕様書に記載のない事項については、両者が協議して内容を決定するものとする。